

三部料金制(設備費外出しゼロ円)施行以降は対応している事業者が多いが、料金を下げている/下げられない事業者も少なくない②その理由は、「立入検査で設備料金は元々支払っていないと回答できる」からが多い。「事業コストの高騰等で、値下げできないことを説明できる」という事業者もいた③立入検査による新ルールの定着化については「疑問視する」意見が多かった。エネ庁はオーナーや不動産管理会社との金・物/貸与設備等の取引禁止を言っているが、そもそも液石法上異業種との取引行為を規制する規定が無く、宅建業法等の規制を求めたとしてもオーナーは法律上の位置付けも無い。料金透明化にガス事業者は対応しているも「幾ら値上げ値下げするかは自由である」「料金メニューに触れるなら、三部料金の個々の費目について何らかの基準があるべきではないか」「ガス料金に反映する理由や料金の定義がないのでは、規制はできないのでは」といった疑問の声もあった。三部料金制の規制化で設備料金の負担分がなくなり、下がるとのエネ庁解釈も怪しくなっている。そもそも液石法では同業者間の切替問題に言及する規定(一週間ルール)はあるが、異業種事業者との取引内容を規定することに疑問があった。また、紹介手数料まで禁じて貸与設備と共にガス料金には算入不可—というのも「強

引だ」との声もある。三部料金制は既に「設備費外出しルール」を前回の省令等改正で制度化したが、対応物件は恐らく1%に満たなかったとみられていた。今回また三部料金制を持ち出し、あたかも実行できていたかのような体で改めて「設備代ゼロ円」を強要するやり方にも反発は多い。また、料金透明化にも疑義が生じている。揭示する料金メニュー自体が「平均的料金水準」か「標準料金と謳っている料金メニュー」か等、消費者には「まるで分らない」。同業者間の比較もできない」という声が、業界内からも漏れ始めた。ある大手有力事業者は、勧誘料金があまりにも揭示料金とかけ離れている点からも「揭示すべき料金は改めて定義するべきだ」とし、「勧誘時には揭示料金を併記して、いつまで勧誘料金を適用するのか、予見可能性の点からもこれらを規制化するのが適正競争に適うのでは」と不満を漏らす。調査結果からは「新ルールはできたが不備も少なくない」との意見が大宗を占めた。多くのガス事業者や消費者はもとより、集合住宅オーナー・不動産管理会社の意見も聞き取り、現時点での取引実態や消費者の不利益な事柄を洗い出し、新規制定着までの道筋を確認し、カバーすべき規制・基準等を一つひとつ補完・整備していく時かもしれない。

### 「プロパン危険物」の対応急ぐ 協会、HPに専用ページ貼り受注対応へ

労働安全衛生法改正で4月1日から“プロパン”が危険物・有害物質として指定され、LPガス都道府県協会が一斉に動き出した。「表示ラベル」「交付用 SDS\*」の提供のため、少なくとも7団体が協会ホームページに受付専用サイトを掲示し、運用を開始したという。関係ツールの製作、専用サイトの制作・運用まで手掛ける(株)シーエスクリエイトの島崎浩志社長は「予想以上に反応が大きく、法改正の認知が余り進んでいないということも分かった。現場でも急ぐ要望があり早急に対応を進めている。『改訂版・液化石

油ガス安全高度化計画2030』『点検詐欺対策』等の周知チラシの要望も増えていることにも注目している」等と話した。

\*Safety Data Sheet / 安全データシート。危険有害物質の安全な取扱いを示すもの。化学物質を他社に出荷・譲渡する際に提出が義務付けられる

労安法改正省令の内容チラシ